

改正

令和3年12月22日条例第32号

武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における不快なつきまとい勧誘行為及び客引き行為等を防止し、並びに路上における宣伝行為等を適正化することにより、安心して通行し、又は利用することができる生活環境を確保し、快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他不特定多数の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。
- (2) つきまとい勧誘行為 不特定の者の中から相手方を特定して、しつようにつきまとい、勧誘を行うことをいう。
- (3) 客引き行為等 不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 店舗で飲食をさせる行為の提供に関し、客引きをすること。
 - イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供に関し、客引きをすること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に関し、客引きをすること。
 - エ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして飲食をさせる業務に従事するよう勧誘すること。
 - オ アからエまでに掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。
- (4) 違反者等 前2号の行為（以下「禁止行為」という。）の実行行為者及びその者に禁止行為を命じた者並びにこれらの者に禁止行為を委託した者をいう。
- (5) 路上宣伝行為等 道路その他一般の交通の用に供する場所における次の行為をいう。
 - ア 宣伝用ティッシュペーパー、商品見本、ビラその他これらに類する物の配布
 - イ ぬいぐるみを着用し、又は手拍子を打ち、若しくは大声を上げながら行う宣伝又は呼込み
 - ウ 通行人を呼び止めて行う占い、アンケート調査又はモデル、ホステス等の人材募集

エ アからウまでに掲げるもののほか、宣伝、勧誘等の行為であつて市長が別に定めるもの

(6) 事業者 武蔵野市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

（市長の責務）

第2条の2 市長は、東京都、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する町会、自治会、商店会、協議会その他の地域活動を行う団体をいう。）と連携し、公共の場所における禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

（市民の責務）

第2条の3 市民は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関し、市長が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第2条の4 事業者は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化のため、従業員等への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（禁止行為）

第3条 何人も、公共の場所において、禁止行為をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における禁止行為をさせてはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反していると認める者に対し、必要な指導をすることができる。

（路上宣伝行為等の適正化）

第4条 何人も、路上宣伝行為等をするときは、他人の通行を阻害しない方法でしなければならない。

（事業者への啓発）

第5条 市長は、市内における禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するため、事業者に対する啓発活動を行うものとする。

（特定地区の指定）

第6条 市長は、禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域を、勧誘行為等適正化特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、特定地区を指定するときは、当該地区内及びその周辺の住民の意見を聴くとともに、

武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）第8条に規定する武蔵野市環境浄化審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、指定した特定地区の環境が改善されたと認めるときは、当該特定地区の指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

（警告等）

第7条 市長は、特定地区内で禁止行為をしている者に対し第3条第3項の指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その指導を受けた者に対し、反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告をするときは、当該行為の実行行為者に対し、当該行為に関して質問することができる。

（勧告）

第8条 市長は、前条第1項の規定による警告をした場合において、その警告を受けた者が、更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為の違反者等に対し、更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項を文書で勧告することができる。

（公表）

第9条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（調査等）

第9条の2 市長は、第7条第1項の規定による警告、第8条の規定による勧告又は前条の規定による公表をする場合において、必要があると認めるときは、官公署又は第3条第1項及び第2項の規定に違反する行為に関係のある者に対して資料の提供、照会への回答又は調査の実施その他必要な協力を求めることができる。

（意見陳述の機会の付与）

第10条 市長は、第9条の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（路上宣伝行為等の方法の変更）

第11条 市長は、特定地区内で路上宣伝行為等をしている者に対し、必要があると認めるときは、路上宣伝行為等の方法を変更するよう求めることができる。

（関係機関への通報等）

第12条 市長は、禁止行為又は路上宣伝行為等であって他の法令に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月22日条例第32号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う第7条第1項の規定による警告、第8条の規定による勧告又は第9条の規定による公表（以下「警告等」という。）について適用し、同日前に行われた警告等については、なお従前の例による。